

議案第43号

西海市庁舎建設整備基金条例の制定について

西海市庁舎建設整備基金条例案を次のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市庁舎建設整備基金条例

(設置)

第1条 市庁舎の建設整備に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、西海市庁舎建設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度、市税収入その他市財政の状況を勘案して予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期

間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。